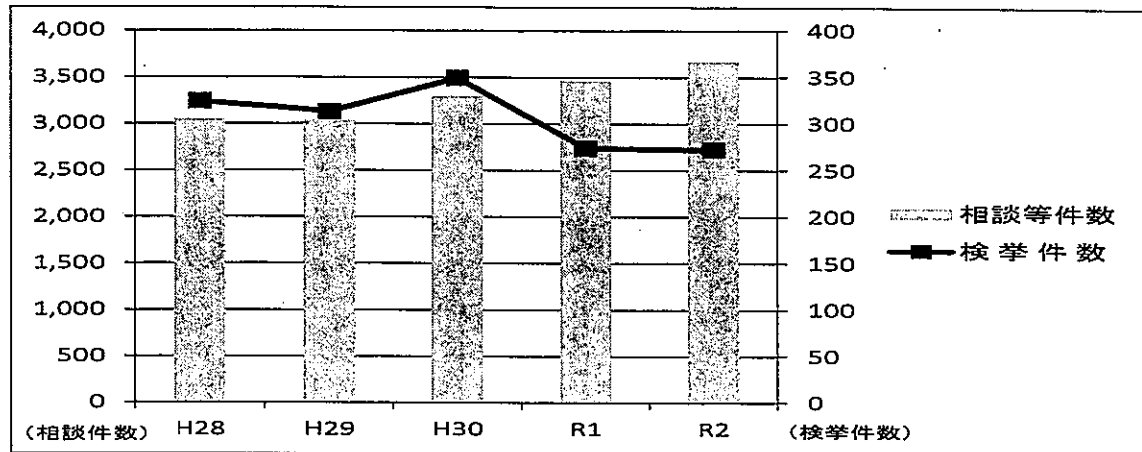


配偶者からの暴力事案等の対応状況

令和3年9月22日
北海道警察本部
人身安全対策課

1 北海道内における配偶者からの暴力事案等対応状況



	H28	H29	H30	R1	R2
相談等件数	3,047	3,032	3,291	3,457	3,669
検挙件数	324	313	349	274	272

※ 検挙は、保護命令違反の検挙、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・特別法犯の検挙を合計した件数

2 北海道警察における保護対策制度

(1) 特定者情報登録システム

配偶者からの暴力事案等の被害者の電話番号等を登録しておくことで、被害者からの110番通報受理時、被害者等の住所や事案概要等が110番情報管理システムに表示され迅速的確な保護対策を実施

(2) 一時避難等にかかる公費負担制度

シェルター等への避難が困難で、他に避難場所のない場合は、被害者等の宿泊に要する経費を概ね3泊を限度に公費で負担

避難中又は住民基本台帳の閲覧等に係る支援を受けている方からの相談等を受けた場合に助言していただきたい事項

- 警察では、事件・事故を取り扱い報道発表する場合は、原則、実名によることとしているので、今後、別の事件・事故の当事者になった場合には、担当警察官に対し「避難中である」旨を自発的に申告すること。
- 配偶者の名義のまま使用しているものがあれば、名義変更をすること。
- インターネット上に掲載している写真があれば、削除すること。
また、インターネット掲示板への書き込みについても注意すること。
- 携帯電話機を確認し、身に覚えのないアプリがインストールされていないか確認すること。

改正ストーカー規制法が一部施行されます

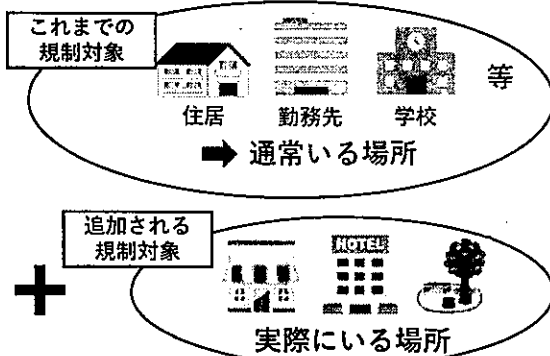
新たに以下の行為が規制対象となります。

令和3年6月15日より

実際にいる場所における見張り等

住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為が新たに規制対象となります。

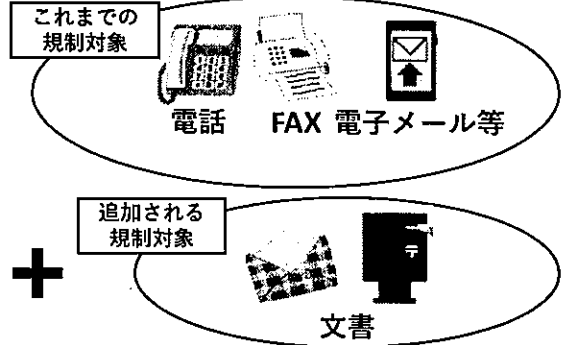
- (例) ・あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押し掛ける
・あなたの旅行先のホテルの付近をみだりにうろつく



拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為

電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたの自宅や勤務先に毎日手紙を送る
・あなたの自宅の郵便受けに直接手紙を何度も投函する

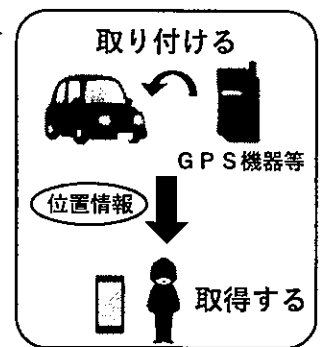


令和3年8月26日より

GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

- ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）の位置情報を取得する行為
 - ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS機器等）を取り付ける行為
- が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたの自動車にひそかにGPS機器を取り付ける
・取り付けられたGPS機器の位置情報をひそかに取得する



- これらに該当する行為は、警告・禁止命令等の対象となります。（反復して行った場合は、ストーカー行為罪の対象となります。）
- ストーカー行為は、次第にエスカレートして、凶悪な犯罪に発展するおそれのある行為です。1人で悩まず、早めに相談をしましょう。

警察への相談

被害の申告、援助の申出

【緊急時】110番通報 【その他】最寄りの警察署

→ 都道府県警察ホームページ等の一覧はこちら（QRコード）



警察庁・北海道警察